

平成 28 年度第 4 回福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会

- 1 日 時 平成 28 年 8 月 8 日（月）13 時 00 分～
- 2 場 所 ホテル福島グリーンパレス 2 階「瑞光東の間」
- 3 出席者 別紙出席者名簿のとおり
- 4 議事項目
 - (1) 炉心溶融公表問題について
 - (2) その他
- 5 議事結果

——開 会——

○事務局

それでは定刻となりましたので、ただいまより「平成 28 年度第 4 回福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」を開催いたします。

開会にあたりまして、当協議会会長である福島県危機管理部長の樵より御挨拶申し上げます。

——挨 拶——

○樵危機管理部長

先月の 11 日の協議会の議題であった炉心溶融問題について、専門委員や各市町村の皆様から東京電力へ様々な意見が出ました。本日の廃炉安全監視協議会においては、その意見に対し東京電力から回答をいただきたいと思っております。東京電力の再発防止に対する決意、地元最優先の姿勢をこの協議会で確認したいと思っております。

○事務局

次に、本日の出席者については、名簿による紹介に代えさせていただきます。

また、関係機関として原子力規制庁にも出席いただいております。

それでは、議事に移ります。協議会設置要綱第 5 条の規定に基づき、会長である樵部長が議事進行いたします。

○樵危機管理部長

それでは議長を務めさせていただきます。

まず、議事に入る前に、今月 2 日に福島第一原子力発電所において、敷地境界にあるモニタリングポスト No. 7 に設置されているダストモニタで「高警報」が 1 日に 3 回発生した件について、東京電力から経緯と対応状況等について説明を受けたいと思っております。

○東京電力ホールディングス（増田 C D O）

東京電力ホールディングス福島第一廃炉・汚染水対策最高責任者の増田です。8月2日に発生しましたダストモニタの警報について報告します。

「8月2日敷地境界連続ダストモニタ警報発生について」という資料で報告します。

1 ページ

ダストモニタの設置位置が描かれています。敷地境界のモニタリングポストの位置に合わせるように連続ダストモニタを8基設置しています。また、今までの県民会議で議論したように作業中である1号機と3号機の原子炉建屋の屋上、またその周辺にもダストモニタを置いています。今回、MP-7と書かれたモニタリングポストNo.7付近のダストモニタが警報を発しました。

2 ページ

13時30分、17時8分、20時9分とダストモニタが3回警報を出していますが、このとき原子炉建屋の屋上や周囲のダストモニタに変化がなかったこと、他の設置場所のダストモニタやモニタリングポストに変化がなかったこと、またダストが舞い上がるような作業を行っていなかったことを確認しています。また、モニタリングポストNo.7は敷地の南側にあります。警報が発生したときの風向についてですが、13時30分は南東、17時8分は北北東、20時9分は南西と、敷地外から吹いていました。

3 ページ

その時のダストモニタの実際の指示値と変動を記載しています。3回に渡ってとありましたが、実際には3回以上変動が確認されました。ただ、先ほど申し上げたように、周囲の作業や他のモニタの状況から、このときにダストが発生していたとは考えづらいこと及びろ紙で吸引して、そのろ紙のダストの放射性成分を測定したところ、1回目に鉛と若干のセシウムが検出されたこと、2回目、3回目には検出されなかったということから通常の警報とは少し異なる状況だと思っています。

4 ページ (まとめ)

まず、警報が発生したときには、他のダストモニタ、モニタリングポストに異常がなかったこと、また、プラントパラメータにも異常がなかったことを確認しました。また、ダストが上昇するような作業は行っていませんでした。1回目にはセシウムと鉛が出ましたが、2回目、3回目には特に何も検出されていなかったことから、我々は発電所の作業によって発生したものではないという結論を出しています。

ただ、皆様の帰還が進み、特別宿泊が始まっている時に、このような警報が出るというのは非常に御心配をおかけするものだと思います。我々としては、まず、警報が出たときには何が起きているのかをしっかりと初動で押さえます。その初動で押さえる能力をしっかりと身に付けて、本当にダストが上がっているのか、天然核種によるものなのか、機器の故障等によるものなのかを見極められるように、今までの知見も積み重ね反映していきます。

また、メーカーにも、これが故障かどうか大至急調査を依頼し、見解を貰おうと思っています。また、モニタリングポストNo.7では、今まで多く警報が出ているようです。周囲はかなり木も生い茂っているところがありますので、例えば、周辺を綺麗にすることを実施して、本来、我々が測定しなければならない作業によるダストというものをもっと明確に捉えられるように努力していきたいと思っています。

いずれにしましても、警報発生において皆さんに御心配をかけることのないように、本当に異常

が出ているとき、そうでないときも含めて、その情報を付け加えて通報連絡していくようにしていきます。大変御心配をかけて申し訳ありませんでした。しっかりとやっていきます。

○樵危機管理部長

ありがとうございました。昨年の8月にモニタリングポストNo. 7では、誤警報があり、今年の1月にもありました。これで3回目となります。

また、今年度はモニタリングポストNo. 2とNo. 8のダストモニタから誤警報が出ております。特に、このモニタリングポストNo. 7については一昨年から3回ということで、オオカミ少年のようになることを非常に危惧しています。警報の基準の問題もあると思いますが、どこで鳴らすかという問題もあると思います。今の説明でも、核種が確認された時と確認されていない時がありました。確認されていないのに指示値が上がっていたということは、場合によっては機器の故障の可能性も残っていることだと思います。

1号機の壁カバー解体もまもなく開始され、さらに帰還や特別宿泊の方々が近いところにお住まいになられることを考えれば、非常に悠長なことを言っていられない事象だと思います。この対策はきちんとしていただきたい。

場合によっては、特定のところで度重なるようであれば、臨時に2基揃えておき、しばらく様子を見て、2基同時に鳴るのか片方だけ鳴るのか確認すべきです。なかなか前回までの反省が生かされていない部分もあると思います。幸いにも、ダストモニタだけではなく、線量計もたくさん持っていますし、我々も敷地外で線量を確認しております。東京電力及び県がそれぞれのダストモニタと線量計で確認する体制も整えておりますので、まだまだ監視体制は大丈夫だと思います。ただ、モニタリングポストNo. 7については3回目というようなこともあり、やはり東京電力の監督体制の信頼性に少し疑問があります。先ほどもメーカーに見解を求めるとありましたが、対応をもう少し深掘りしていただいて、対策を含めて一度きちんとまとめて御報告いただきたい。皆様から何かございますか。

○石田専門委員

先週、この情報を事前にいただきました。実際にこういうふうにはダスト濃度が上がっているということは記録に残っているので、これは本当の話だと思います。だから、これが何によって起きたのかをまずはしっかりと調査していただきたい。

また、前から何回もこういったことが起こっているモニタリングポストNo. 7については、現在は別の機器で代替して観測を継続しているという理解でよろしいでしょうか。

○東京電力ホールディングス(増田CDO)

別の機器ではありません。検出器自身は換えておりますがメーカーは同じものを使っています。なぜなら、リアルタイムでこういったダストの指示を出せる性能を持っているメーカーは限られており、新品には交換しましたが、同じ仕様の計器が入っています。ですから、これがもし何らかの異常をとらえられるようなら、また同じことが起こりますので、対策がそこについてはできたとはいえません。

○石田専門委員

先ほど樵部長が言ったように、ダブルで置いて変化があるかどうかというようなことも是非やっていただければと思います。

○東京電力ホールディングス（増田CDO）

承知しました。ダブルで置くことと、あとは、まさに周辺の環境をもう少しきれいにして、本来とらえたい作業で飛んでくるダストをとれるように、いろいろな面から考えていきます。しっかりやっていきます。本当に申し訳ありません。

○樵危機管理部長

ほかにいかがでしょうか。

○長谷川専門委員

私の記憶違いでなければ、同じ型のスペアと一回交換されたようだと思います。

○東京電力ホールディングス（増田CDO）

今回は、この3回は同じもので起こり、このあとスペアに交換しております。

○長谷川専門委員

そうですか。交換したものは初めてですか。前に1回交換しているのでしょうか。

○東京電力ホールディングス（増田CDO）

前のときには交換をしています。

○長谷川専門委員

それから、この時間を見ますと、昼過ぎから20時頃に起こっていますね。そうすると、その少し前にトラックが通ったというようなことはないわけですね。

○東京電力ホールディングス（増田CDO）

前回、一昨年ときはトラックが通ったということがあり、周りや道路をきれいにするということを対策で挙げておりますが、今回はそういうこととは少し違います。

○樵危機管理部長

ほかにいかがでしょうか。それでは、これについては対策も含めて少し深掘りいただいて、後日、報告いただきたい。

○東京電力ホールディングス（増田CDO）

承知しました。

○樵危機管理部長

それでは、次に議題に入りたいと思います。議事の1番目でございますが、「炉心溶融公表問題について」です。これに関して東京電力から説明をお願いします。

○東京電力ホールディングス（石崎代表）

福島復興本社代表の石崎でございます。

まず、我々の原発事故で、今なお福島の皆さんを中心に、広く御迷惑をおかけし続けていること及びまだ9万人近い方が避難をされている現実に対し、本当に申し訳なく思っています。本当に申し訳ございません。

そういう中ですが、この会議でも御審議いただいています、いわゆる我々「炉心溶融」という言葉を使うなという当時の指示があり、隠蔽をしてしまったということ、これは本当に申し訳なく思っています。

やはり、こうしたことをしっかりと正確に迅速に発信をするということが我々の仕事、原子力という大きなリスクを扱っている者の大きな責任だと思います。そういった過去をしっかりと振り返り、二度とそういうことのないようにとの思いで、今、対策を講じています。

本日はこういうお時間をいただきましてこれから説明しますが、二度とそういうことのないように、改めてお誓いを申し上げます。

その上で、また本日、増田のほうから説明をしますが、その内容について御審議をいただき、またいろいろご意見を賜りたいと思います。

いずれにしても、我々は福島の皆さんへの責任を果たすために生かされている存在で、これは東京電力社員、そして協力企業の方も含めて、しっかりと胸に刻んで、全力を尽くしているところでございます。また、そういったことも、言葉だけではなくて、これからはしっかりと、態度、行動、そして結果で示すということが大事だと思っています。本日はこういう時間をいただきまして本当にありがとうございます。これからの説明を聞いていただき、ご指導いただきたいと思います。

まず私からお話をさせていただきます。前回、我々が御説明した内容について、トップである社長の監視機能はいったいどうなっているのかという指摘をいただきました。これについては前回、私が口頭で申し上げましたが、まず、我々は事故以降、いわゆる緊急時対策本部、免震重要棟と呼んでいますが、福島第一原子力発電所の免震重要棟の中に、国そして福島県からも人が張り付いていただく体制をとっています。ですから、我々は、福島第一原子力発電所で起きたことはすべからず、まず、その免震重要棟の緊急時対策本部でしっかりと共有されているという認識を持っていますが、併せてTV会議システムを使って、社内、東京の本社、柏崎刈羽原子力発電所や福島第二原子力発電所でも全部それが共有されるようになっていきます。そういう中で、仮に社長が、今回、問題になった隠蔽指示をしたとしても、今はそういうことが出来ない仕組み・体制になっているということを御理解賜りたいと思います。

そして、併せて、我々は事故以降訓練を続けております。その訓練にはもちろん国や福島県の当局にも入っていただいて訓練を重ねております。そういう中で、通報のあり方についてもしっかりと

と迅速にできるように日々訓練をしていることも併せて説明します。我々は、とにかく二度と隠蔽などしないため、トップの指示であっても新しいことをしっかりとお伝えする、それから県民の皆さんの安全・安心を最優先することをこれからも徹底してまいりますので、その点については御理解を賜りたいと思います。

本日は、限られた時間ですが、是非、いろいろご意見をいただいて御指導賜りたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○東京電力ホールディングス（増田CDO）

続きまして、廃炉・汚染水対策責任者の増田です。資料1-2に基づき、今の取組状況を説明します。ただ今、石崎のほうから挨拶があったように、我々、震災以降、かなり改善を図ってきたと思っています。その改善をどう進めてきたかを中心に本日ここで報告し、また、足りないところがあれば、そこについて本日御指摘、御指導いただきながら改善していきたいと思っています。報告させていただきます。

1 ページ

通報連絡に関しまして、我々はどういうことをやってきたかをまず報告します。

(1)と書いてあるところですが、福島原子力事故以前から、福島県並びに立地4町の皆様と安全協定を結び、また、福島第二原子力発電所と広野町、浪江町と福島第一原子力発電所という形で、通報連絡に関する協定を締結させていただき、それらに基づいて通報連絡を行ってまいりました。事故後は、その他、周辺自治体の皆様との通報連絡協定を結ばせていただき、この協定に基づき、我々の福島第一原子力発電所の状況を通報連絡させていただいています。

実際の通報連絡にあたりましては、我々、『福島第一原子力発電所運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法』というものに基づいて行っており、本日その資料を1-2の添付資料という形で皆様のお手元に付けさせていただきました。説明は割愛しますが、こういったものに基づき、実際に記者会見をすぐに開く、あるいは我々のほうからメールをどういうタイミングで送らせていただく、皆さんにどういう形で連絡をするのかをきめ細かく決めて運用しています。

なお、この通報基準は、福島県、また、協定を締結させていただいている自治体の皆様と検討を重ねてまいりまして策定したもので、内容は報道機関の方々とも共有しています。この内容に基づき、迅速に福島第一原子力発電所の状況をお伝えするように努めてまいりました。引き続き、我々もこれに則ってしっかり行いたいと思っています。

また、福島県主催の通報連絡担当者会議においても、通報連絡の実績、そのときにいただいた各自治体の皆様の御意見を反映しながら、この中に確実に事実をお伝えできるようにと努めてまいりました。今後もしっかりと事実を迅速かつ正確に伝えられるよう、御意見を反映しながら改善を図っていきます。

2 ページ

上に図を示しましたが、通報連絡の具体的な流れを示しました。この図を見ながら、私がこれから読み上げる下の説明をお聞きいただければと思います。

通常時は福島第一原子力発電所の設備の状況とかサンプリングしたデータ、放射線の線量の状況といった定例的な情報提供をさせております。しかし、ここの上を書いてあるような、福島第一原

子力発電所の現場や集中監視室における各設備の異常やトラブルの情報は、免震重要棟の復旧班長に入ります。復旧班長からTV会議システムを使って、速やかに本部長（この場合は発電所長が福島第一原子力発電所の本部長）並びに本社を含めた社内に共有されます。情報を受けた各班長が通報基準に則り、それぞれ社内・社外の関係箇所へ連絡をしています。福島県並びに自治体の皆様には、この通報班から速やかにFAXによる通報と電話によるFAXが着いたことの確認、また電子メールの送信も行っています。また、発見者が復旧班長へ迅速かつ直接連絡を入れてもらうために、現場各所には連絡先を示した掲示を行うなど、日頃から発電所で働く全員が広く一体となって通報連絡するのだという認識を持つようにしてサイトの運営を行っています。

通報基準でも定めていますとおり、自治体の皆様には通報対象事象の発生したあと、概ね30分で連絡するというように努めています。先ほど説明させていただいたダストモニタの例、3回ほどありましたが、15分から25分ということで、すべて30分以内に連絡をしているということも事実です。

また、福島県の皆様に対してはTV会議システムでの情報共有がなされた時点で、我々の福島復興本社福島広報部から電話連絡を行い、確認をさせていただいております。加えて、報道機関の方々に対しても、通報基準に則り、会見や電子メール等により情報提供を行っています。

これら通報基準に基づく対応に加え、事故後は自治体の皆様とより密接に情報共有させていただくということで、この石崎の下、福島復興本社に各市町村の対応グループを設置し、体制を整備してきました。今後も、日々の福島第一原子力発電所の状況に限らず、本社、復興本社、あるいは福島第二原子力発電所の情報についてもタイムリーに提供させていただくとともに、いただいた御質問、御意見にもしっかりと対応できるようにしていきたいと思っています。

また、福島第一原子力発電所の廃炉作業に関するトラブル、主たる作業内容等の重要な情報は、これら対応グループと説明を行うとともに、要請をいただきますとすぐに馳せ参じますが、福島第一原子力発電所並びに本社から説明に伺っております。

一方、先ほど石崎からもありましたように、福島第一原子力発電所では原子力規制庁が24時間体制で、また資源エネルギー庁の方、福島県職員の方が普通の勤務時間に免震重要棟の緊急時対策室内に駐在してもらい、日々行われる我々の作業の進捗を直接御確認していただいております。具体的には、免震棟内の会議やTV会議システムの昨今の情報のやりとりを全ての聞き取り、設備の運転パラメータの確認や作業現場のパトロール等も日々行っていただいております。その際いただく指摘事項も、我々の現場の安全、通報連絡の体制に反映しており、定着が進んでいると考えています。

加えて、まさにこの廃炉安全監視協議会ですが、この5年間で28回に渡り、我々の取組を現場で確認いただいております。いただいた御意見は我々も反映をさせているつもりです。

このように、福島第一原子力発電所で廃炉作業に伴い発生するトラブル等の情報については、通報基準を明確化すること、我々の自治体対応グループから直接説明をさせていただくこと、そして、当社の日々の活動状況について、駐在される方々がしっかりと第三者的な目で御確認いただいていることなどを通し、しっかりと県民の皆様、自治体の皆様、報道機関の方々に対しても、正確に伝わる仕組みだと考えています。

また、事故後、汚染水の漏えい等もありまして、我々は影響調査をかなりやっておりますが、そ

ういった環境データに関しても測定・分析したものすべてをホームページ上に公開しています。

今後、いただく御意見を踏まえ、事実を迅速かつ正確に伝えられるよう積極的な改善を図っていきます。

4 ページ

5年間に渡り、我々はこのような形で行って来ましたが、これからさらなる強化・向上をはかっていきます。ですから、本年の1月、敷地境界のダストモニタの警報が出たときの初動対応について何が起きているか明確にわかる技術的能力を身につけると言いました。その時に起こった通報連絡が遅れるような事例も反省点として踏まえ、我々はしっかりと学んでおります。今後も30年から40年の長期に渡り、福島第一原子力発電所の廃炉作業を皆様の前で行いますので、将来にも渡って、仕組みとしてしっかりと通報連絡ができることが大事だと思っています。反省事項の共有を定期的に行い、担当者が替わっても、仕組みが確実に機能し、「通報連絡の重要性」を忘れることのないよう徹底していきます。

一方、自治体だけでなく、我々のところの周辺に復興作業で入っていらっしゃる方、例えば、中間貯蔵やJRの路線の関連などで、いろいろ作業をされている方々がおりますし、また、6号線を含め発電所周辺はいろいろ通行できるようになっています。そのような方々に安心して活動していただけるように、我々の工事の情報、ライブカメラの映像やモニタリングのデータは、スマートフォンを介しても配信できるようにしっかりと整備を行っているところです。

今後、こういった点で、広く御不安、御心配をおかけすることがないように、引き続き頑張っていきます。

5 ページ

情報発信について御報告します。これまでは、廃炉の取組というのは、廃炉安全監視協議会、廃炉安全確保県民会議、または国主催の「福島評議会」等でお伝えしてきました。また、当社の定例会見、県政記者クラブでのブリーフィング、当社ホームページ、さらには福島県をはじめとした皆様の御要請に応じた個別説明という形で、我々の状況やトラブルの状況、そして、これから行う作業のリスクやそのリスクを踏まえた作業のやり方を説明してきました。

このような場を通じていただいた意見を我々はしっかり反映してきているつもりです。一つ例を挙げますと、1号機の燃料取り出しに向けた建屋のカバーの解体工事があります。これは、カバーの解体を始める前の2014年7月17日、この時は相馬野馬追の前にカバーを外すということで説明しようとしたのですが、実際には、皆様から作業内容、工事の工程、また作業に伴うダストの飛散のリスク、その飛散の抑制対策、あるいは、皆様への通報連絡の手段といった面でかなり御心配をいただきました。また、その懸念、不安を含めて、いただいたコメントを我々も反映してきました。結局、1年ほど遅れての仕事になりましたが、我々としてはこういった形でしっかりと皆様の関心の高いところ、不安のあるところを作業の中に反映し、皆さんに安心していただき作業を行うというのを徹底してきたつもりです。このとき具体的には工事の開始時期を変えたり、ホームページで、工程、作業状況を説明したりということも行ってきました。

6 ページ

このようにホームページで敷地境界のダストモニタのデータを出しています。また、我々と一緒に仕事をしている協力会社の方が訓練のための設備を広野町の土地を借りて作ったのですが、それ

も周りから見ると何をつくっているのか不安で、福島第一原子力発電所から汚れた廃棄物が動いているのではないかという不安を与えてしまいました。本当に申し訳ないと思っています。そういったところも、私をはじめ、先頭に立って住民の皆さんに説明を行い、質問にも答えるという形で皆様の心配を払拭してきたつもりです。こういった場でかなり我々も勉強させていただきましたので、しっかりと皆様の意見を踏まえ、安心していただける仕事のやり方を今後も続けていきたいと思っています。

また、この秋からは、壁パネルの取り外し作業を予定しています。今後も作業の節目ごとに次のステップの作業を説明し、安全に作業を進めていきます。また、1号機のカバー解体工事以外にも、フランジタンクの解体作業や、3号機の原子炉建屋上部除染・遮へい、そしてそのあとの橋桁を組んでの燃料取り出しという形でスケジュールが進んでいるわけですが、引き続き、想定されるリスクや備えをしっかりと説明し、意見を踏まえて工事へ反映していきたいと思っています。

この2月に運転を開始した雑固体焼却設備についても、皆さんの意見をいただき、排気筒モニタもリアルタイムで公開するという事も始めています。

7ページ

さらなる理解をいただくためにということで、我々は2号機の使用済燃料の取り出しに向けた原子炉建屋上部の解体、そして1号機から3号機の使用済燃料プールからの燃料の取り出し、そして燃料デブリの調査・取り出しといった廃炉の核心にこれから入っていきます。これらの作業でどんなリスクがあり、そのリスクにどう対応するのか、その作業内容や手順も含め、この廃炉安全監視協議会、廃炉安全確保県民会議の席等でしっかりと説明しながら御意見をいただき、反映しつつ進めていきます。これはお約束いたします。

また、これらの会議では、我々が今まで求めに応じて説明するという姿勢であったことを反省し、これからは積極的に我々からも説明してこうと考えています。こういった機会を増やし、積極的に活用して、皆さんの御懸念を払拭できるよう努めていきます。

余談ですが、今年の4月に開催された廃炉国際フォーラムでは、国内外を問わず多くの方が出席され、地元の方々とのコミュニケーションが一番重要であり、対話を大事にせよと御指導を賜りました。我々はそこをしっかりとやっていきたいと思っています。

また、この7月13日に申し入れをいただいた11市町村との廃炉協定の締結に関しても、まさに同じところだと思います。我々、締結に向けて準備をしているところです。今後も皆様との対話の中で、意見を真摯に受け止め、それを作業の安全対策、作業手順、情報提供に反映し、御不安、御心配をおかけすることのないように安全・着実に廃炉作業を進めていきます。

最後に、今後、長期間に渡り、当社が廃炉を進めていく上で、皆様並びに福島第一原子力発電所の現場で働く作業員全員の安全・安心というのが最も重要と考えています。そのために、福島第一原子力発電所を安心して作業に取り組める現場へと改善するとともに、情報公開・情報発信に関する取組を継続し、県民の皆様にも現場で発生している事実を迅速かつ正確にお伝えしていきます。引き続きしっかりと責任をもって福島第一原子力発電所の廃炉に取り組んでいきます。

○樵危機管理部長

東京電力から資料に基づいて、前回指摘のあったことを中心に、確認の形で整理・説明をいただ

いたところでは、委員の皆様から御意見、御質問等があればお願いします。

○岡嶋専門委員

どうもありがとうございます。前回、私は出席できなかったのですが、この前の議事録などを読んだ上での質問になると思います。

まず前回の炉心溶融の公表問題についてです。本日は、それを受け、県・各自治体の方々を含めて、先ほどの説明のようにまとめられたと思います。しかし、例えば、そういう点で見た時に、一番始めに「福島県の皆様へ」というお話があり、確かに、起こったことを正確に、迅速に報告することは大事です。

しかし、今回隠蔽と言う点ではそのような指揮命令系統が出来ていたのでは無いかと前回の資料を見て感じました。

そう思って話を聞くと、この通報の具体的な流れで、事故以降で、改善された点はどこなのだろうかと思います。今回、隠蔽という話があった後、どういう点が改善されたのかよくわかりません。それがわからない状態でこの連絡体制図をみても、一番初めにおっしゃった隠蔽ができない仕組み・体制になっていますといわれても、どの部分でそれが示されているのかよくわからないという印象です。だから、その体制を示していただいたほうがいいと思えるのがひとつです。

それから、例えば資料1-2の図1のところ、矢印があります。この矢印は、この方向だけであって双方向ではないという理解をすればいいのでしょうか。具体的にどういうことかという、図1の右端に「本社」と書いてあります。でも、ここに社長がいますよね。この矢印だと、TV会議システムの情報共有から一方向にだけ流れていくと見られますが、隠蔽があった場合、この方向に対して逆方向の、言うなという指示の矢印があったのだらうと思います。穿った見方かもしれませんが、隠蔽することがこれからもひょっとしたらあり得るのではないのでしょうか。この体制図を見ただけでは何も変わっていないと思えます。

だから、そういう点をもっと具体的に示していただくことが、特に福島県に対して大事なポイントではないかと感じました。

廃炉に向けての情報の公開のあり方、又は透明化をどうするという説明であったと思います。しかし、さっきの話で真っ黒だったものをグレーと言ってよという話があった途端に、指揮命令系統がはっきりしていて、全部グレーで話が進むのだから、やっぱり隠蔽になっているのではないかと思います。これはモラルの問題でもあるし、この事故が起こる以前からのコンプライアンスなどの基本だと思います。それがどうなっているかがこの話の一番のポイントではないでしょうか。そこがどういうふう改善されているのかがよく見えなかったと思います。今の一番最初の話でも、社長が干渉できない仕組み・体制になっているということだけがあって、その中身が示されていないという印象です。

○東京電力ホールディングス（増田CDO）

ありがとうございます。我々、原子力部門の一番大きな問題は、岡嶋さんから御指摘いただいた、上が黒と言ったら全員が黒と言うことです。言われたように、確かに指揮命令が悪い意味でしっかりしているのではないかというのはありえるかもしれません。しかし、原子力の安全文化はそうでは

ないというのが我々の考え方です。原子力の安全文化は、立場の上下関係なく、何か疑問に思ったらすぐ手を挙げられることが大事だという考え方に震災以降変えています。来るであろう津波への備えに対し、もうこれで十分であり、これ以上の津波は来ないだろうという、原子力安全に対するおごりがかつてありました。これを反省することが今回非常に大きなところでありまして、それが今回のこの岡嶋さんの指摘にもつながっていると思います。

ですから、今回、この震災以降、我々がまとめた「原子力安全改革プラン」というのは、安全文化をしっかりと向上させ、上下を問わず、疑問に思ったら誰でも言えるような仕組みにしようということ、自分たちの技術力もないのに原子力などできないので技術力をもつこと、さらに皆様との対話や社内の対話を含めた対話力を持つということです。これら3本の柱で安全改革プランを動かしています。その安全改革プランを動かしている中で、今回の実際の隠蔽に繋がるような炉心溶融の問題も詳らかになってきたと思っています。

我々としては、これをしっかりとやっていくことが大事です。また、組織的な面で、TV会議等々を使えば、第三者である規制庁、福島県にも見ていただいているので問題ないというお話もありました。さらに、それに加えて、社長を直接監視できる原子力安全監視室というものが設置されています。この原子力安全監視室というのは、社長の干渉を受けることなく、取締役会議で発言できる組織になっております。ですから、私や原子力本部長または社長が何かおかしいことをやっているようだったら、原子力安全監視室で監視してその結果を取締役に報告します。そこから是正を図るという形で、私や原子力本部長、社長の発言が徹底されるというのではなく、もう少し客観的に広く見られるような組織に変えてあり、この辺が大きな違いだと思います。確かに原子力安全改革プランについて、今まで説明をする機会があまりありませんでしたので、もしそういう機会をいただけたらと思っています。

○東京電力ホールディングス（石崎代表）

本社の石崎ですが、付け加えさせていただきます。もう一つ、我々は事故を契機に、社外取締役の数が過半数を占める委員会設置会社に移行しています。さらには、今年4月から、自由化も踏まえて分社化をしています。会社のトップというのは実は社長ではなく取締役会です。その取締役会が社外取締役が過半数を占めています。本日この絵の中に原子力安全監視室と取締役会が入っていないということは我々の不手際かもしれませんが、会社全体の組織としてはもう既にそういう体制をとっておりますので、岡嶋先生の指摘については、我々はしっかりと対応ができていると思っております。

それを今後は一人一人が態度で示すことが必要であって、体制図については、必要があれば先程私が申し上げたような大きな体制を含めて、また提出をいたします。しかし、会社としてはそのようにすべて勘案しておりますし、それが守れなければ、我々が今後、東京電力ホールディングスという組織そのものの存在が認められないという危機感をもって一人一人が当たっているということも付け加えますのでよろしくお願いいたします。

○岡嶋専門委員

おっしゃることはわかります。ですから、それをこの紙の中にしっかりと書き込んでいただきたい。

行間を読むわけにはいきませんから。そういう点で先程から指摘をしています。

それから、情報公開については、透明性あるいは可視化を行うにあたりこのようなことをしていると説明がありました。もしそう言うのであれば、例えば、その取締役会の記録についても、後々何かあった場合に、すぐ提出できることだと思います。極端な話ですが、政府の対応もこの頃は y o u t u b e 等のインターネットで閲覧できます。そういう形の記録が十分できているのでしょうか。

今回の事故においても、もちろん企業上の機微情報があるかもしれませんが、でも、黒塗りばかりの書類ではないものがいつでもすぐに出せるという状況があれば、十分、透明性の確保ができるだろうと思います。

そのようなことがこの資料1-2からは見えません。TV会議に第三者が参加しているから大丈夫だと言うのだったら、東京電力はもう一步踏み込んで、そのTV会議の情報を全部記録していますと、いつでもそれは出せますということまで言っていただいたら、安心感や透明性が高くなったと私は感じます。

そこまでは企業の機微的な部分もありますから、わからないわけではありません。しかし、そういう一步踏み込むところまでであってもいいのではと思います。先程言われたことにはそのくらいの覚悟があると私は思っています。以上のことをコメントとしてお伝えします。最後はそちらの判断だろうと思いますが、それくらいのことをやっていただくことが、これからの廃炉に対する取組方についても、信頼を得ていく手立てになるだろうと考えてほしいと思います。

○東京電力ホールディングス（五十嵐原子力運営管理部長）

東京電力ホールディングス、本社の五十嵐と申します。

今、御指摘の点の記録というところは本当に大事だと思っています。3.11の時からTV会議の記録をとることを自発的に推した人がいたので、記録がとれているというようなことがありました。その点については既に、必ず我々がそういう精査を残すべく記録はとることになったわけですが、今回、改めまして、さらに何ができるのか考えてみました。例えば防災ネットワークのように、実際、国とのやりとりにまで踏み込んでしっかりと記録を残させていただき、対外的にどういうやりとりをしたのかを後で振り返られるよう、ネットワークの記録が残せるよう国と協議していく努力をしたいと考えています。

一応、今の回答だけでございますが。

○樫危機管理部長

少しよろしいですか。もう少し言い方を変えると、今、TV会議をきちんと記録して公表することをきちんと明言したらいいのではないかとこの御意見だったと思うのですが。

○東京電力ホールディングス（五十嵐原子力運営管理部長）

それは参考にします。

○樫危機管理部長

公表するということですか。

○東京電力ホールディングス（五十嵐原子力運営管理部長）

はい。さらに、防災ネットワークの記録にまで広げていこうと考えています

○樵危機管理部長

はい。長谷川先生。

○長谷川専門委員

東京電力で隠蔽があったと言われているのが 2003 年のシュラウドや再循環系配管などひび割れ（応力腐食割れ）問題、そして今回 3.11 の炉心溶融です。隠蔽かどうかは分かりませんが、問題の有無や状態を正確に伝えなかったということでした。これら 2 つには大きな違いがあります。それはその問題によって周辺住民がすぐに避難をするかどうかです。本日説明があったことは、全てすぐに避難をしないときのようなことを言われています。しかし、ここで確かめたいのは、すぐに避難をする可能性があるときに東京電力がどうされるのかです。

考えるに、第三者検証委員会の検証報告書によれば、東京電力のかなりの方が炉心溶融しているということが分かっています。私は詳しくはないですが、スリーマイル島原子力発電所事故の燃料溶融のことを考えれば、1 日以内に溶けるのは当たり前だと思っていました。また、私の同級生で燃料を専門にやっている者がいますが、彼に話を聞くと「すぐに溶けるかと思った」と言っていました。そのような考えは東京電力の中にもありました。第三者委員会の検証報告書を見ると所長もそう思っていたとあります。ところが清水社長が然るべき所に行ったら、何か言われたそうだとのことです。証拠はありません。そのようなことが再び起こるのではないかと福島県民は心配しています。

避難を要求されるようなケースで、周辺住民の安全のためにどう腹が据わっているかが問われており、そのような時の答えが少し欠けています。この前も言いましたが、炉内や燃料プールには現在も依然として燃料や使用済燃料があります。それに対し、起こってほしくないことですが、地震や津波がきて何かが起こるかもしれません。燃料取り出しの時に思いがけないトラブルが起きた時、避難を必要としない場合は結構ですが、避難を要求するような場合、万一避難を要求するような場合にどうするのですか。

また、これは東京電力だけの責任ではないと思います。その部分は官庁の責任がはっきりしていません。当然、東京電力の社長は文系の人間なので失礼ながら燃料損傷と燃料溶融の違いはよく分からないと私は思っています。しかし、東京電力の優秀な技術者は分かっていたはずですが、勿論、言葉の定義に燃料損傷や溶融がないと言われることもあるようですが、避難する人にとって燃料が溶けたかどうかは重大な関心事です。“燃料損傷”という表現では、その部分に迫っていないと思います。本日の資料からは読み取れないので、そこを少し答えていただきたい。ある意味、東京電力に同情する部分もあります。状況証拠での推測ですが、保安院が「言うな」と言ったと思います。証拠が無いのでなんとも言えませんが。そういう時に東京電力がどうするか、極端にいうと、そこまで腹を決めていただきたい。また、これは福島県の責任もあると思います。こういうときにどう

するか、“県としても”そこまで突っ込んでいただきたい。

○樫危機管理部長

資料1-2の図1の想定は緊急時でしょうか。

○東京電力ホールディングス（増田CDO）

そうです。緊急時を含めて全てです。

○樫危機管理部長

今、長谷川先生が指摘した避難の可能性、炉心燃料の問題や使用済燃料の問題とか避難を想定するような緊急時にはこのような体制でいくということで2ページの図はそのような作りになっているということでしょうか。もう一回説明をお願いします。

○東京電力ホールディングス（増田CDO）

この体制で緊急時もいくと思います。欠けているのはオフサイトセンター（以下OFC）と国が入っていないことです。そこを追加せよという指示かと思い聞いていました。そういったところにしっかり情報があがることで避難命令を出していただくなどの次の活動に繋がるかと思います。そこが抜けていたと思います。この資料は通報連絡の流れと透明性ばかりを意識したものです。先ほど岡嶋先生からも指摘された内容にも近いものがあると思います。もう少しここに追加していきます。長谷川先生から指摘された避難に結びつくような情報で我々が隠してしまうことがあるのかというと、これだけ情報が流れていますし、OFCもしっかり機能することを考えるとそのようなことは起こらないと思います。そこで我々が国の圧力によって何か言うのを止めることには繋がらないと思います。そこは組織図に書いていきます。

○東京電力ホールディングス（五十嵐原子力運営管理部長）

2ページのところ、本社のところを本社とのみ記載しています。前回の資料は本社の中の機能を拡大したものを記載してしまして、本来ならば両方を合わせて記載すべきでした。今の質問については本社の中で前回説明しましたが、事故時に社長が言うなどのことで、当時の技術系のトップであった武藤が、メルトという言葉を使っていたにも関わらず、途中で言い方をストップしました。そこに対して改善すべきという指摘はその通りであり、我々は今後、副本部長で技術系のトップ、例えば今ですと姉川のような立場の者が社長に対して進言をするような場合、やはり先ほどの先生方のお話にありました、そこで例え外圧があっても技術者の倫理、コンプライアンスに基づき自分の正しいことをきちんと言います。それを通らなければ言い続けます。これをしっかりとやらなければならない。それがここに書き切っていないところはご指摘のとおりです。持ち帰って検討させて頂きます。約束できるのは今、我々技術陣が上から下までそのようにしなければならないということが教訓だと思っています。福島の廃炉作業でもその気持ちを持ち続けたいと思います。

○高坂原子力総括専門員

今回、東京電力から反省と誓いとしていただいたもので、一番大事なことは福島の子民の安全を優先して正確な情報を速やかに伝えることを徹底すると謝罪があり、一丸となってやるとあります。精神論や意気込みは重要だと思いますが、抜けていると思うことは、それについて具体的にどういふ仕組みを作るかという内容をきちんと示していただかないと分かり難いと思います。前も申し上げましたが、基本的には発電所の中で行った技術的な内容については、従来であれば発電所の所長が責任を持っていました。情報の発信については、発電所長がきちんと責任を持ち、その情報をベースに色々な事を判断していくということを改めて明確に基本的な対応としてきちんとやらなければならないと思います。

もうひとつは、先ほど、増田CDOから話がありました、通報公開の基準は事故時も同じように扱うとっています。プラントは通常時とトラブル時と子民の避難を要する非常時に分かれていますが、その内、非常時に対しての書き方が足りないと思います。本来、子民が避難する事態が生じる場合に、発電所長のような然るべき人が中心になって、情報の取りまとめをやるべきだと思います。子民の避難を伴う事態において責任を持ってやっていただけるのか疑問に思っています。ただ、福島の子民の状態を考えると原子炉は冷えた状態ですし、前回の事故のような広域の避難が必要なことは無いと思います。しかし、今後、燃料デブリの取り出し等、炉心の中には放射性物質が残っていますので、万が一、大量に飛散した場合は、子民の避難があることを想定しなければならないので、それに対応するような情報連絡の具体的な流れをしっかりとした形でやらないと今後出てくる可能性のある非常事態には対応できないと思います。具体的に今後、廃炉作業の進捗に応じて、リスクの大きさが変わってくるので、また充実して見直す必要があると思いますが、その2点の取組みを御説明していただきたい。

○東京電力ホールディングス(増田CDO)

ありがとうございます。高坂さんがおっしゃった中で、全て発電所長の責任の元にやるということは間違い無いのですが、それをここに書いてしまうと全てが発電所長から出ていて、実際の情報連絡がどう行われるのかが見えなくなると思っています。そこは、申し訳ございませんが、各班で役割分担をしてやるという内容をお示ししました。全ての責任が発電所長にあるということは間違いありませんので、発電所長をメインに書いてしまうと他の人が出てこなくなってしまう、逆に分かり難くなるかと思い、記載しました。ただ、緊急時を考えたとき、先ほど五十嵐から申し上げた本社側の体制やOFCとの関わり方については、もう少し書き込むことが必要だと思います。それを使って避難が必要だと判断していただくような情報が上がってくるかどうか結びつけるような図に変えていきたいと思っています。それでいかがでしょうか。

○高坂原子力総括専門員

情報連絡の具体的な流れはこういう形でやられているのですけれども、非常事態の対応で子民の安全を守るための情報連絡を追加していただければと思います。

○東京電力ホールディングス(増田CDO)

承知しました。

○樵危機管理部長

長谷川先生が先ほど言われたように、OFCの話、県も含めて避難が想定されるような重大事象となった時には、所長に責任がありますが、OFCとの連携や各市町村との連携を考えたときに違うルートがあります。これは前段までの発電所からの情報発信はここから外に出て、国や県も参集しているので、その部分についてきちんと追加していただきたいと思います。

○藤城専門委員

繰り返しになりますが、非常に厳しい状態のトラブルに対する対応ということですが、もう一つ追加の視点で考えると、普通は起こらない事象に対する対応ですから、訓練が非常に大事な要素になると思います。そういった意味で定期的に訓練をされていると思いますが、訓練の時のマニュアル、それからその時の通報ベースの話がしっかりとリンクしたものとすることが大事だと思います。実際の訓練の中で確認していくことが大事な要素だと思いますので、気を配ってやっていただきたいと思います。通報のルート図自体は前回から比べると分かりやすくなっていると思います。

○東京電力ホールディングス(増田CDO)

御指摘ありがとうございます。訓練を通して、今の通報体制がしっかりしているかを確認することと、足りないことがあったら追加していくことをしっかりと文章の中に書かせていただきます。

○原専門委員

県民の安全が第一と明記されていますし、前よりはスッキリしています。決意もストレートに伝わってきました。

私が前回指摘した「社長を監視するシステム」について、社長の選任までこちらが介入しなければならないという話になってしまうと指摘しました。今回の溶融問題は新潟が発端ですが、福島県民が最初に命の危険にさらされたという捉え方をしてその不信感が根強いと思います。

事故当時の私の父の話になるのですが、朝4時頃から茨城交通のバスが集まっておりました。夜が明けたらいきなり避難するように言われ、バスで3、4カ所も連れ回されたようです。そのときに炉心溶融の話があれば、また違う対応だったかもしれません。その時には、すぐに帰れるという説明で何も持たずに避難したわけです。そのような時にこのようなことがあったと後で言われると、避難者は危険な中にいたことを知らずに行動させられていたということで、最初の不信感に繋がっています。福島県民は殺されてもいいのだという扱いをされたということを払拭してもらわないとこの問題はすっきりとしません。

最初の挨拶で国や福島県が毎日確認しているため隠しようがないと言われましたが、揚げ足を取れば、平日昼は福島県職員が発電所におりますが夜はいない。それからTV会議で情報があったとしても、最終的に社長を監視するシステムが本社の中にあると言われても、福島県民の気持ちを汲

める人がいますかとなります。社外取締役が50%以上いると言いますが、福島県民の目線を持っている人がいればいいのですが。それから、技術の観点から、福島県民に溶融していると言われても仕方がないのです。技術の観点だけではなく、福島県民のことを踏まえて、発言する人が入っているかを御説明いただきたい。そのような気持ちが本社側に伝わっているかを説明していただきたい。

○東京電力ホールディングス（石崎代表）

福島県民の目線に立っていないという指摘かと思います。これだけの事故を起こしてしまい、福島県の皆様には大変な御迷惑をおかけしております。今なお、それが続いており、会社としてはトップから、社員末端まで一人一人が福島県への責任を果たさなければと考えています。そうで無ければ会社の存続がない、自分たちの将来も無い、そして何よりも福島県民の皆様への責任を果たすことが最も大切な目標だと周知しています。しかし、それは精神論だろうという御指摘かもしれませんが、今、私も含め現地に東京電力の社員が約4,000人います。その中には福島出身の方もいます。私自身は約半分が福島出身と思っています。そのような体制が続いていますから、福島県をないがしろにすることはありえません。それだけは約束します。逆に、福島の皆様のことを少しでもないがしろにすれば、新生東京電力は存続する意味は無いと思っていますし、これからも社員一人一人がしっかりとそのような認識を持ち仕事に当たっていきます。口だけでは信用出来ないとあれば、社員一人一人の行動で示すしかないと思います。体制として足りないとあれば、本日お示しした、福島出身の社員がこの場にもいますし、4,000人が現地に常駐しているという事実も理解していただきたいと思います。

○原専門委員

TV会議や取締役会の中に石崎さんが出席されて、現地に駐在されているという目で、そこで社長を厳しく監督していただくということによろしいですか。

○東京電力ホールディングス（石崎代表）

はい、それは皆様の前でしっかりとお約束をさせていただきます。

○村山専門委員

前回から大きく変更されたということは良くわかりました。しかしあまりにも違いすぎるので、このままでは信用出来ないというのが率直な感想です。例えば前回の資料1-2にある情報班と広報班が本社の中に位置付けられていました。今回は免震重要棟のある現地が変わっている。なぜ急にこう変わったのか良くわかりません。それから、通報班が今回新たに追加された一方で、前回あった立地班が無くなっています。従って御社の班の任務を詳しく示していただきたい。本日中というわけにはいかないので、次回示していただきたい。

また、既に指摘がありましたように、本社との関係が180度変わってしまっています。前は本部長（社長）が広報や対外説明の方針を判断するとあり、トップダウンの方向だったのですが、今回は逆でボトムアップになっている。急にこれほど変わることが可能なのか、もしそれが可能ならば、マニュアル等が出来るのではないかと思いますので、その骨子だけでも、次回以降に示してい

ただきたいと思います。

それから、資料1-1においては非常に重い決意をされているというのは分かるのですが、やはり普通の企業では無いことを考えると相当風通しを良くしなければならないのではと思います。そのような意味では先ほど申し上げたような班の内容、任務等があると思いますが、それとともに相当程度情報共有を地元としていくという姿勢が求められるのでは無いかと思います。例えばTV会議のシステム、これは県から求めがあれば接続して傍聴できるような、これは緊急事態と言うことが想定出来るかと思いますが、それ以外で県から求めがあれば、その求めが妥当であれば、傍聴できるという仕組みもあった方がより迅速に、情報共有ができると思います。一般の企業では、恐らくそのようなことは出来ないと思いますが、そこまで考えるべきだと思います。そのような意味での情報共有、地元との連帯というものを姿勢だけでなく、具体的な形としてご検討いただきたいと思っています。

それから、通報等については、既に指摘があったのですが、定期的にここに列記されているものについては、どういった形で対応したかというのを報告していただきたい。これについては何分程度で通報できたか、定期的に示していただくと新たな通報連絡体制の効果を確認出来ると思います。

○東京電力ホールディングス（増田CDO）

ありがとうございます。最初にいただきました組織の関係ですが、本社組織と現場の発電所組織、この両方に同じような名前の班がありまして、少し混乱をさせてしまいました。現場には広報班、情報班、通報班とありますが、その対応として本社側に情報班が同じ名前ですが、通報については立地班という名前なのです。現場に、県や自治体の皆様に密着して動くということに指向が変わりますので少し流れが変わっているものがあります。しっかりと組織、我々の緊急時の組織と役割を明確にしたものを付け加えさせていただきます。

二つ目の地元との積極的な情報共有について、県とのTV会議接続が可能なのかということですが、OFCに我々のTV会議システムがありまして、そこでは県職員が確認出来る状況になっています。ただ、実際の緊急時以外では使ったことはありませんが、出来ないことはないので、今後も引き続き訓練などを通して、どのような形で一緒にTV会議を共有すればいいか考えて行きたいと思っています。

三つ目については、定期的に通報連絡の実績を示せと言うことをしっかりと行っていきます。廃炉安全監視協議会が良いのか廃炉安全確保県民会議が良いのか、福島県側と相談させていただきますが、我々の通報連絡実績はしっかりと示していくことにします。改善点もありましたらしっかりと対応していきます。

○村山専門委員

マニュアルについてはいかがでしょうか。図1で示されているものについてマニュアルを作られる予定ですか。予定があればその骨子について示していただきたい。

○東京電力ホールディングス（増田CDO）

全てマニュアルに基づいて仕事をしています。全体では無いのですが、基本マニュアルは組織ご

とに分けて作るようになりますので広報班が持っているマニュアル、情報班が持っているマニュアルというようになりますが、この中でどのようなことをするのかしっかりと皆様にお示しできると思います。

○大越専門委員

二つ確認です。

一つ目は何人かの委員が既に話されていることですが、前回7月11日に議論させて頂いた社長を監視するシステムについて、私も意見しました。本日の説明で文書中にはありませんが、原子力安全監視室があるとか社外取締役が監視するシステムがありますとかの説明があったので、それについては是非文書に落として頂いた方がよりシステムとしてきちんとしたものがあることを理解してもらえらると思うので是非お願いします。

二つ目は、図1で通報連絡の具体的な流れということで、今回はこの図を強調されているわけですが、一旦設備異常や現場トラブル等があって現地対策本部のようなものが立ち上がれば、原子力規制庁や資源エネルギー庁、福島県の方々の監視の下、いろいろな情報のやりとりがされるということで、そこでは情報は隠されないという説明でしたが、設備異常や現場トラブルに至らなくても、ある意味不都合な情報というのは出てくるわけで、そういった東京電力にとって不都合な情報が明らかになって全てあがってくるのかどうかということに関しては、今回示された資料ではまだその部分が表されていないと思います。疑い深いと言われてしまえばそれまでの話ですが、やはり疑ってしまいます。その点について、東京電力にとって不都合な情報でも県民にとって知るべき情報がきちんと公開されているかどうかについて、どういう仕組みで担保されるかを是非とも教えていただきたい。

○東京電力ホールディングス(増田CDO)

一つ目の社長を監視するシステムはしっかりと書きます。

二つ目の東京電力にとって不都合な情報についてですが、福島第一原子力発電所はまだ緊急時のままであり、常に規制庁や福島県がいる状況です。その中で毎日設備のパラメータやサンプリング結果を示しているの、我々にとって不都合な情報に限らず全ての情報を公開しているつもりでいます。その値が普通の状態ではなくなって、我々にとってよくないものになった場合には、異常として判断していますので、その段階から異常が起きましたと報告しています。そういう意味では隠しようがなく、透明性をもって出しているのではないかと思います。

その中で、もし何かあるのであれば、我々は不適合管理システムというものを持っています。このシステムは、各グループが何か自分のやっている仕事の中に異常があつたりしたときにはこのようなことがありました、これは他のグループでも反映しましょうとか、これはこういう形で解決しましょうというのをまとめたりするものです。このシステムを廃炉安全監視協議会等で現場に来た際に見てもらふことは可能です。ただ、それを全部出すことは無理かもしれません。そこに書いてあるものもほとんどは福島県に報告している内容と変わらないと思いますが、そういったものをシステムとしては持っているの、それを確認してもらふことは可能です。

○樵危機管理部長

免震重要棟の中に規制庁、エネ庁、福島県もいます。福島県は通常は平日の日中だけですが、異常があればすぐに駆けつけます。避難に及ぶような事象が発生すれば、OFCを立ち上げる前に現場には駆けつけますし、当然、OFCがそういった機能を開始していくと思います。先生の懸念のようなことが起きないということをそういうことできちんと表すと。そこも説明をするようにしてください。

○東京電力ホールディングス（増田CDO）

分かりました。では今の状況の中でも円卓のところで、席を設けていろいろなやり取りをし、監視していることを書き込むようにします。

○角山原子力対策監

ただいまの議論を聞いていて、先ほどの図1は緊急時とそれ以外の時との切り分けが必ずしもできていないかなというのが印象です。アメリカ、ロサンゼルスで発生したノースリッジ地震の時のロサンゼルスの体制を見てみると、初動の時期は自分の目標に向かって動きだして、その後だんだん情報がきて組織だった活動が始まりました。

今回の資料のように1枚の図で最初の段階とOFCが機能し始めた段階を書き切れるのでしょうか。日本ではついつい綺麗な図が書けると安心してしまいますが、それが現実に対応していない場合があります。無理をして1枚に書かなくてもいいのではないかと思います。逆に言うと、図1で四角の中が発電所の中だけなので前より責任がはっきりしたように思われます。責任で見ると、大事な安全操作であるベントをするということが福島でも議論になりました。アメリカでは、これは当直長の決定権です。その意味で、技術的な意思決定は発電所の所長がするというように図1の四角に明示すればもう少しすっきりするかと思います。

ところで、2、3週間前の石棺の議論がありましたが、地元目線というのが往々にして抜けることがあります。太い緑の矢印が何を意味するかなかなか理解できません。本来であれば県あるいは自治体からきちっと避難等の指示が出るのは当然ですが、せつかく県の職員がサイトにいるのであれば、初期段階では福島県の駐在から積極的にアドバイスが出る仕組みがあってもいいのではないのでしょうか。

○東京電力ホールディングス（増田CDO）

1点目に、全部書き切れないだろうというのはあると思いますが、まずは書いてみて、訓練を通し、どのような点がいいか悪いかを見ながら、話し合うという形でいきます。まずは緊急時を含めて書いてみるようにします。

2点目のベント等の責任者は発電所長です。

3点目の緑の矢印については、我々も書きづらいことがありますので、原子力規制庁、資源エネルギー庁、福島県と相談して一言でもどういう役割を持つか書いていこうと思います。

○角山原子力対策監

せっかくそばにいる地元県であっても、緊急時に往々にして欠ける可能性がありますから、アドバイザーというような弱い表現に私はしたつもりですが。

○東京電力ホールディングス（増田ＣＤＯ）

相談します。３本の線があるだけで何を示しているか分からないというのはおっしゃるとおりです。そこは工夫します。

○原専門委員

図１の話で、各自治体担当グループが福島復興本社の広報グループのすぐ脇に配置しなければいけないだろうと思います。各自治体担当グループはどこから情報を得るのかと思いました。実は福島県対応も復興本社の中にあるわけですね。これは同じ組織グループだから、ここから情報を得て、アフターケア的な仕事をする、そこがわかりづらかったので直していただきたい。

○東京電力ホールディングス（増田ＣＤＯ）

承知しました。

○河井原子力専門員

長い時間議論が進んでいまして、先生方から様々な意見やコメントをいただいたと思います。多くの先生方からいただいた意見は、参照資料の２ページの図１にあるような情報が県あるいは県民に流れてくるシステムや仕組みの質を、トラブルの大きいとき、小さいとき様々な場合も含めて維持出来るのかどうか、ということだと思っています。

私が言いたいのは、その仕組みの問題も含め、仕組みが出来上がったとして、共有出来る情報の質が本当に大丈夫なのかということです。現在、主にトラブルがあったときに東京電力から私たちに説明される様々な資料が粗末だと思っています。

私は専門員で技術系の人間ですから技術的な情報のイメージで話をします。昔、私がメーカーにいた経験からすると、設備でトラブルがあった場合に仕様書や図面などを見て、悪い部分はどこだろうと考えます。トラブルシューティングをした後、試運転などその補修の結果の検証をして、大丈夫かなと思います。トラブルの内容とその修復の正しさを、そして自分の仕事を自ら信頼しながら進めていくわけです。現状、東京電力で行っている作業や工事に関して、我々が安全安心を得ようとすると、それぞれの品質の細かさをもった資料や情報をもらわないと汲み取れません。

東京電力の後ろにいるメーカーの問題もあると思いますが、現状では様々な要因があつて資料が出てきません。安全安心のための情報ですが、品質が良くない情報の中で物を考えなければいけないということが続いています。仕組みが出来上がった後、我々県民が安心したり安全を信頼したりするというのに対して、現状より情報の品質を上げることや情報を細かくすることが可能かを伺いたい。

○東京電力ホールディングス（増田ＣＤＯ）

発電を行っている時代と異なり、発電所を運営しているときのような様々な機能をもっている設

備がないところは御理解をお願いします。

現在、我々が守るべきは放射性ダストを外に出さないこと、液体を海に出さないこと、ダスト濃度を下げること、臨界を起こさないことであり、この部分に関わる情報を速やかに公表することは避難の判断につながると思っています。これは信頼性を上げていくことで皆様に与える安全安心に繋がります。河井さんが言うような設備に関すること、例えば多核種除去設備の中で何か調子悪くなったという情報を出したとしても我々自身も正直分からないところがあるかもしれないのが、率直なところです。

その部分が今までとは異なるところだと思いますが、核エネルギーの低い福島第一原子力発電所で、すぐに何か起こることはないと思います。先程申し上げたダスト、液体、ガス、そして臨界を起こさないということを報告あるいはわかりやすい形で示すことが我々のやるべきことです。現在、かなり改善が出来てきていると思っておりますので御覧いただければと思います。河井さんの言う高い目標にもしっかりと取り組みますが、まずはそこから取り組んでいきます。

○河井原子力専門員

ご主旨はわかりました。先程の議論の途中で、免震棟の円卓のところに県の派遣員もいて、様々なことが見られると増田さんは言っていました。ただ、彼らだけが県や県民に対して情報発信している訳ではなく、本庁やモニタリングセンターなど一丸となって共同作業で行っています。現地にはいない人間はそういう情報を同時に共有しているわけではありません。そういう意味では先程村山先生が言っていたTV会議は効果的だと思っております。現状はそういうシステムになっていないとすると、先ほどの言葉を借りるのであれば、円卓のところで見られるような技術情報あるいは政策情報の範疇で、守秘義務の約束などを取り交わさなければいけないことになるかもしれませんが、ものを考えるのに必要な情報が現地にいない県職員も得られることで安心出来る要素が増えると思っております。

○東京電力ホールディングス（増田CDO）

円卓で日々の朝夕のミーティングで行っており、今日はどういう状況だったか、今日どういう作業があって、何が心配だとか、どんな状況だった、あるいは誰が調子悪いのか、そういう情報というのは確かに共有できると思っておりますので、ご相談させていただきます。円卓で行っているものに隠したいということは決してありませんので、皆さんと共有できるようにしていきたいと思っております。

○河井原子力専門員

よろしく申し上げます。

○石田専門委員

先程から図1に対して様々なコメントが出ていますが、この図は原子力災害対策特別措置法（以下、原災法）10条、15条相当の内容が起こった場合このような体制で行うということを示しています。それ以外に、福島第一原子力発電所は動いていませんが電気事業法の対象になったり、原子炉等規制法で管理されていたり、人が働いているという意味では労働安全衛生法の対象になっている

わけです。単にこの図1の中で原災法の10条、15条を説明しただけでは言葉足らずなのかなと感じます。

全てを入れる必要はないのですが、ここに掲げる図としては、このような意図で掲げており、加えて、何らかのトラブルがあればその他法律に則った連絡系統で連絡するということがわかるような図にしていきたい。

○東京電力ホールディングス（増田CDO）

ご指摘は分かりましたが、我々原災法15条の後にそのまま緊急時が続いておりますので、原災法25条に基づいて異常連絡をしております。そういう意味では、原災法10条、15条の緊急時が発生したときの括りよりはもっと広いと思います。けが人の発生等も含めて原子炉の安全に関わらない部分についてもここでやりとりします。そういう意味で全部含んでいると思いますので、どのようなものを含んでいるかということをつかえるように記載します。

○石田専門委員

よろしくをお願いします。

○原専門委員

11枚ものの6ページの一番上ですが、汚染水のところで事業所が最初の段階で海洋放出をした時に漁業者には通報がなかったということがありました。汚染水は放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度を超えたら通報をし、記者会見を行うということですが、核種によって判断するような話が出たときにどうするのでしょうか。海洋への流出の有無、どれくらい流出したか、どれくらいの濃度だったのかということを発表していただけるかと思いますが、ここには核種の話も書かれてなく抽象的だと思います。通報基準のタイミングにもありますが、海洋の汚染の状況、どれくらい流出したか、第二報、第三報でプレスされた時にここに書かれていることが全て揃って報告し終わるまで何度も発表していただきたいし、現実には丁寧に行っていることを反映していただきたいと思います。こういう汚染水の問題は福島県、自治体のほかにも、関係団体にも情報がすぐに届く連絡手段があるのでしょうかから、そういうところにも行っているということをつかえるように説明していただきたい。

○東京電力ホールディングス（増田CDO）

汚染水のところは環境に影響が出るだけでも全て区分Aになります。その場ですぐ会見も開かせていただきますし、通報も行います。区分Bなどの直近の定例会見で説明するものはもうほとんど敷地境界に影響が出ていないと思われるものだけです。汚染水については、区分Aの判定のものが非常に多いです。確かにどんな状況だったか分かりづらいので、分かるようにしたいと思います。環境への影響はほとんど区分Aで事が進められると理解していただきたい。

○原専門委員

区分Bのタイミングについて、分析の結果、高濃度の汚染水 10^2 [Bq/cm³]と書いてあるところ、

リットルでいえば 10^5 [Bq/L] ですよ。告示濃度でトリチウムレベル (60,000 [Bq/L]) の話かなと思うのですが、ここは何を基準にしているのですか。

○東京電力ホールディングス (増田 C D O)

これは後で調べて説明します。

○樫危機管理部長

では戻って事務局に連絡いただいて、後ほど報告ということにします。

○原専門委員

先程のモニタリングポスト No. 7 ダストモニタの話に関連しますが、周囲の木々が原因だとすると、やはりそういう事を皆様心配しますよね。警察官が皆マスクしているだけでもそこは危ないのではないかと思わせてしまいます。警報が出たとしてもすぐ県の方に問い合わせ、県には出ていないという発表の仕方ができる仕組みを整えてほしいです。様々な事に不信感を持っておられるので、周辺情報と併せて出していただきたい。是非よろしくお願ひします。

○東京電力ホールディングス (増田 C D O)

わかりました。そこは県に御指導いただいているところです。

○樫危機管理部長

原先生のご指摘について、県のモニタリングポスト、福島第一原子力発電所のモニタリングポストを活用し、周辺では異常がなくて内部だけだから外部に対する影響はないと思うという事を発表の時に県と連携して行うことは当然可能だと思いますので、早期に実現させたいです。よろしくお願ひします。

○東京電力ホールディングス (増田 C D O)

よろしくお願ひします。

○樫危機管理部長

本日、資料に基づいて東京電力から説明をいただきましたが、この図の訂正・追加について、それから東京電力の考え方の追加も含めて、委員の皆様から様々ご意見が出ましたので、東京電力で持ち帰ってもらい、再度皆さんにお集まりいただいて説明する機会を設けたいと思います。

なお、本日、言い足りなかった意見等がありましたら、事務局の方にご連絡をいただければ県で併せて東京電力にお伝えしますので、よろしくお願ひします。

我々で確認したい議事は以上です。それでは、議事の(1)が終わって(2)のその他ですが、事務局からお願ひします。

○事務局

それでは、事務局からその他について申し上げます。

本日開催しました協議会の要綱についての件ですけれども、先月 13 日に市町村の長の会議を行いました。その際、浪江町の町長から、市町村が協議会を要請すれば開催してもらえるのかという質問がありました。こちらについては、危機管理部長のほうから、構成員から当然要請があれば開催に向けて調整します、設置要綱もその旨で改正して盛り込むということを回答しています。これによりまして、本協議会の設置要綱を見直そうと考えておりまして、具体的には要綱 5 条、本日は資料でお示しはしていませんが、この条項の中に構成員は会議の開催を要請することができる旨の条項を追加したいと考えていますので、この点につきまして、後日、市町村のほうに公文書によりまして各市町村さんに通知をしたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局からは以上です。

○樵危機管理部長

この協議会の開催について、市町村のほうから要請できるという条項を 1 項目盛り込むということです。県のほうの判断だけではなくて、市町村の側からも是非、開催してほしいという声があるときには、その規定を設けるといふことでもありますので、県のほうで要綱を改正し通知したいと思います。

○東京電力ホールディングス（石崎代表）

石崎でございます。本日また色々と御指導いただきましてありがとうございました。我々が気づかなかったことが多々ありました。いろいろ不足したところもありましたので、そこはしっかりと御説明させていただいて、次回、きちんとした形でまたお示しをさせていただきます。またいろいろ御指導いただきたいと思います。

いずれにしても、これは何回も聞き飽きたと言われるかもしれませんが、我々、本当にとんでもない事故を起こして大反省して、今、福島の方のために、とにかくその責任を果たすということが大前提です。その大前提は、言葉を換えれば、県民の方の安全・安心を最優先に仕事を進める、時間はかかりますけれども、これからはしっかりと先生方の御指導をいただきながら、県民の方の安全・安心を最優先にこれからはやっていくこと、それだけはしっかりと我々が仕事をさせていただきます。至らぬ点が多々ありますけれども、改善しながらやってまいりますので、これからはどうぞよろしくお願ひいたします。

本日はありがとうございました。

○樵危機管理部長

それでは、次回までに東京電力に準備をしていただいて、この場で御報告をいただきたいと思います。会議を閉じます。

以上